

## 高崎市民商品券：よくある質問

2026.3.17 時点  
産業政策課企画誘致担当

### 商品券配布の概要、配布

#### Q：商品券配布の目的、内容は？

A：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の皆さまの生活を支援するとともに、買い物をきっかけに街に出でいただき、賑わいが創出され市内経済の活性化につながるよう、市内だけで使用できる商品券『高崎市民商品券』を、全市民に1人当たり6,000円分交付します。

#### Q：いつごろ配布されるのか？

A：3月16日（月）より順次郵送いたします。世帯取りまとめの上、簡易書留（手渡し）にて順次発送となりますので、全世帯（約174,000世帯）への配布が完了するには1～2か月程度かかる見込みです。

#### Q：どのようなものが配布されるのか？

A：市民1人あたり6,000円分（500円×12枚）の商品券（緑色）が配布されます。

#### Q：商品券の使用期限は？

A：令和8年の12月31日までとなります。

### 商品券の使用

#### Q：おつりは出ないのか？

A：おつりは出さない方式ですが、各店舗においておつりを出していただいても差支えございません。

#### Q：使えないものは何か？

A：法令の規定などの理由により、コンビニでの支払いも含め、税金の支払いや、電気、ガス、水道料金などのいわゆる公共料金の支払いには使用できません。

#### Q：商品券はどこで使えるのか？

A：ホームページに掲載されている市内の約3,300店で使用できます。登録店には、目印となるポスターを郵送しますので、店舗の入り口など外から目立つところに「取扱店ポスター（緑色）」を掲示してください。

#### Q：これから取扱店の登録はできるのか？

A：新規の登録も随時受け付けています。市のホームページを参照いただき、申し込みフォームから申し込みいただきますようお願いいたします。また、産業政策課窓口でも登録申請用の書類を配布しています。使用期限の12月末までの期間であれば、随時申請可能です。

#### Q：新規登録店舗のポスターはいつ届くのか？

A：新規登録の申請を提出してから、約2週間でお届けいたします。なお、ホームページにポスターデータを添付してありますので、印刷してご利用いただけます。

#### Q：なぜ広報等に取扱店一覧表を同封していないのか？

A：毎日お店の新規登録が増えており、店名変更も多いことから、時点を区切ってリストを作成するのが難しくホームページでの公開としております。

#### Q：商品券の換金はどうしたらいいか？

A：換金については取次金融機関（群馬銀行、東和銀行、高崎信用金庫、しののめ信用金庫、群馬県信用組合、ぐんまみらい信用組合、第四北越銀行、高崎市農業協同組合、はぐくみ農業協同組合、多野藤岡農業協同組合）の窓口に、商品券・通帳・取扱店証明証等をお持ちください。換金手続きは、同一金融機関の口座へお振込みいたします。詳しい方法については、ポスターと一緒に書類を郵送するのでその書類を確認いただくか、ホームページにも詳細が記載されています。

※群馬銀行は口座開設支店のみの対応となります。（A支店の口座をお持ちの場合、A支店で換金手続きができます。）

**Q：商品券の換金に手数料はかかるのか？**

A：かかりません。

**Q：換金はいつからできるのか？**

A：市民へ商品券が配布される時点（3月中旬～）では、換金できます。

**Q：指定の取次金融機関以外では換金できないのか？**

A：指定金融機関以外では換金できませんので、指定の取次金融機関で口座開設いただくようお願いいたします。（どうしても口座開設が難しい場合は、直接、産業政策課までご連絡ください。）

**Q：口座依頼振替書を追加でもらうことはできるか？**

A：できます。産業政策課まで店舗名、送付先、住所をメール、電話等でご連絡ください。

**Q：換金の際、金融機関からの通帳の印字は何と表示されますか？**

A：「カサキミンシヨウケン」もしくは、「ミンシヨウケン」の予定です。